

中川町指定介護老人福祉施設等入所判定基準

1 一次判定

(1) 判定方法

【判定要素 1：要介護度】、【判定要素 2：精神症状・行動障害の状況】、【判定要素 3：介護者等の状況】、【判定要素 4：生活・経済等の状況】の 4 つの判定要素について、以下の判定基準に基づいて別紙判定表により評価し判定する。

(2) 判定基準

4 つの判定要素の判定結果に対し、「A」の場合は 4 点、「B」の場合は 3 点、「C」の場合は 2 点、「D」の場合は 1 点、「E」の場合は 0 点を付与し、合計点数により以下の 5 段階に位置付ける。

合計点数	12 点以上	8～11 点	4～7 点	1～3 点	0 点
判定結果	A	B	C	D	E

【判定要素 1：要介護度】

(1) 判定方法

申込時点での要介護度とする。

(2) 判定基準

要介護度ごとに以下の段階に位置付ける。

要介護度	要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1
判定結果	A	B	C	D	E

【判定要素 2：精神症状・行動障害の状況】

(1) 判定方法

以下に掲げる「認定調査票（基本調査）」に含まれる 24 項目について、「ア. ない」、「イ. ときどきある」、「ウ. ある」に分類して評価する。

評価に用いるのは原則として直近に行った「認定調査票（基本調査）」の調査結果とし、調査時と比べて状態に変化がある場合等は必要に応じて申込時に再度評価を行うこととする。

- ① 意思の伝達
- ② 毎日の日課を理解
- ③ 生年月日をいう
- ④ 短期記憶
- ⑤ 自分の名前をいう
- ⑥ 今の季節を理解

- ⑦ 場所の理解
- ⑧ 徘徊（目的もなく動き回ること）
- ⑨ 外出すると戻れないこと
- ⑩ 物をとられたなどと被害的になること
- ⑪ 作話をする事
- ⑫ 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になること
- ⑬ 夜間不眠または昼夜逆転
- ⑭ しつこく同じ話をする事
- ⑮ 大声を出すこと
- ⑯ 介護に抵抗すること
- ⑰ 「家に帰る」等と言い落ち着きがないこと
- ⑱ 1人で外に出たがり目が離せないこと
- ⑲ いろいろなものを集めたり、無断で持ってくる事
- ⑳ 物を壊したり、衣類を破いたりすること
- ㉑ ひどい物忘れ
- ㉒ 意味もなく独り言や独り笑いをすること
- ㉓ 自分勝手に行動すること
- ㉔ 話がまとまらず、会話にならないこと

〈凡例〉

- ① ア. 調査対象者が意思を他者に伝達できる
イ. ときどき伝達できる
ウ. ほとんど伝達できない または できない
- ②～⑦ ア. できる ウ. できない
- ⑧～⑳ ア. ない イ. ときどきある ウ. ある

(2) 判定基準

24項目について、凡例をもとに「ア」「イ」「ウ」の選択内容に応じて以下の5段階に位置付ける。

判定結果	選 択 内 容
A	「イ」と「ウ」の合計項目数が10項目以上
B	「イ」と「ウ」の合計項目数が7～9項目
C	「イ」と「ウ」の合計項目数が4～6項目
D	「イ」と「ウ」の合計項目数が1～3項目
E	全項目が「ア」

【判定要素3：介護者等の状況】

(1) 判定方法

以下の3つの検討項目について、良好な状態から生活課題があると考えられる状態ま

で3区分（ア、イ、ウ）に分類して評価する。

①家族構成

- ア. イ・ウ以外の世帯
- イ. 高齢者夫婦世帯（18歳未満の子と夫婦との世帯を含む）
- ウ. 独居

②介護者の有無

- ア. 主たる介護者以外に必要時に協力者あり
- イ. 介護者は1人のみ
- ウ. 介護者はいない

③介護者の年齢

- ア. 60歳未満
- イ. 60～74歳未満
- ウ. 75歳以上（「介護者はいない」を含む）

④介護者の健康

- ア. 健康である
- イ. 健康に不安を抱えている
- ウ. 介護者自身が要介護者である（「介護者はいない」を含む）

⑤介護可能時間

- ア. 十分に介護にあたる時間がある
- イ. 一部不在になる時間がある
- ウ. ほとんど時間がとれない（「介護者はいない」を含む）

⑥要介護者との関係

- ア. 良好
- イ. 介護は行っているが疲労感が強い
- ウ. 虐待、介護放棄等、最低限の関わりのみ（「介護者はいない」を含む）

(2) 判定基準

6つの検討項目について、「ア」「イ」「ウ」の選択内容に応じて以下の5段階に位置付ける。

判定結果	選 択 内 容
A	検討項目①②がともに「ウ」（独居で介護者がないケース）
B	「イ」と「ウ」の合計項目数が5～6項目
C	「イ」と「ウ」の合計項目数が3～4項目
D	「イ」と「ウ」の合計項目数が1～2項目
E	全項目が「ア」

【判定要素4：生活・経済等の状況】

(1) 判定方法

以下の5つの検討項目について、良好な状態から生活課題があると考えられる状態ま

で5区分（ア、イ、ウ、エ、オ）に分類して評価する。

①待機状況

- ア. 施設・病院等に入所（院）中で対処（院）の働きかけがない
- イ. 入所（院）中で退所（院）の働きかけがある＝入所（院）可能期間 制限なし
- ウ. 入所（院）中で退所（院）の働きかけがある＝入所（院）可能期間 6～12ヶ月
- エ. 入所（院）中で退所（院）の働きかけがある＝入所（院）可能期間 6ヶ月未満
- オ. 自宅等

②在宅サービス利用率

- ア. 施設・病院等に入所（院）中
- イ. 限度額の40%未満
- ウ. 限度額の40～60%未満
- エ. 限度額の60～80%未満
- オ. 限度額の80%以上

③在宅サービス利用状況

- ア. 施設・病院等に入所（院）中
- イ. 十分サービスを利用している
- ウ. まあまあサービス利用を利用している
- エ. 一部サービス利用を抑制している
- オ. かなりサービス利用を抑制している

④保険料の段階

- ア. 第5段階以上
- イ. 第4段階
- ウ. 第3段階
- エ. 第2段階
- オ. 第1段階

⑤住居の状況

- ア. 施設・病院等に入所（院）中
- イ. 快適な生活のできる住居
- ウ. 一部居住性に問題がある住居
- エ. かなり居住性に問題がある住居
- オ. 帰る住まいがない

(2) 判定基準

5つの検討項目について、「ア」の場合は0点、「イ」の場合は1点、「ウ」の場合は2点、「エ」の場合は3点、「オ」の場合は4点を付与し、合計点数により、以下の5段階に位置付ける。

合計点数	16～20点以上	11～15点	6～10点	1～5点	0点
判定結果	A	B	C	D	E

2 総合判定

検討委員会において、「一時判定」の結果と以下に掲げる「さらに検討すべき事項」とを勘案して、各施設として最終的な総合判定を行い、入所優先順位を決定する。

- ・ さらに検討すべき事項

- ①介護者が急で重大な疾病等により、介護の継続が困難になった場合への配慮
- ②家庭内での虐待、災害、事件、事故等により介護体制が著しく低下した場合への配慮
- ③空きベッドが生じた居室の男女別の状況への配慮
- ④空きベッドが生じた居室あるいは施設棟の特性（認知症高齢者専門棟など）への配慮
- ⑤入所希望者が夫婦等で、同時の同室入所を希望する場合への配慮
- ⑥入所希望者の要医療状態と施設が持つ医療機能とのマッチングへの配慮
- ⑦その他検討すべき事項への配慮